

平成26年第1回

石川県議会定例会議案

(その四)

## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第47号	平成25年度石川県一般会計補正予算（第4号）	1
議案第48号	平成25年度石川県証紙特別会計補正予算（第1号）	25
議案第49号	平成25年度石川県土地取得特別会計補正予算（第2号）	27
議案第50号	平成25年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	29
議案第51号	平成25年度石川県流域下水道特別会計補正予算（第1号）	31
議案第52号	平成25年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	35
議案第53号	平成25年度石川県就農支援資金特別会計補正予算（第1号）	39
議案第54号	平成25年度石川県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）	43
議案第55号	平成25年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	45
議案第56号	平成25年度石川県公営競馬特別会計補正予算（第2号）	47
議案第57号	平成25年度石川県港湾整備特別会計補正予算（第2号）	49
議案第58号	平成25年度石川県育英資金特別会計補正予算（第1号）	51
議案第59号	平成25年度石川県公債管理特別会計補正予算（第1号）	53
議案第60号	平成25年度石川県立中央病院事業会計補正予算（第2号）	57
議案第61号	平成25年度石川県立高松病院事業会計補正予算（第2号）	59
議案第62号	平成25年度石川県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）	61
議案第63号	平成25年度石川県港湾土地造成事業会計補正予算（第1号）	63
議案第64号	財産の取得について（広域搬送拠点臨時医療施設用資機材）	65
議案第65号	石川県農業構造改革支援基金条例について	67
議案第66号	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例について	69

## 議案第47号

### 平成25年度石川県一般会計補正予算(第4号)

平成25年度の石川県一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,756,828千円を追加し、歳入歳出それぞれ528,551,999千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第3表 地方債補正」による。

(繰越明許費の補正)

第4条 地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費の変更及び追加は、「第4表 繰越明許費補正」による。

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 117,200,000	千円 4,378,000	千円 121,578,000
	1 県 民 税	44,650,100	2,318,000	46,968,100
	2 事 業 税	21,317,000	1,850,000	23,167,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,379,000	310,000	2,689,000
	9 自 動 車 税	17,832,000	△ 100,000	17,732,000
2 地 方 消 費 税 金		22,500,000	532,035	23,032,035
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	22,500,000	532,035	23,032,035
3 地 方 譲 与 税		17,200,000	3,000,000	20,200,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	14,900,000	3,000,000	17,900,000
4 地 方 特 例 交 付 金		400,000	50,049	450,049
	1 地 方 特 例 交 付 金	400,000	50,049	450,049
5 地 方 交 付 税		128,000,000	3,238,757	131,238,757
	1 地 方 交 付 税	128,000,000	3,238,757	131,238,757
7 分 担 金 担 及 び 金		3,076,712	△ 242,281	2,834,431
	1 分 担 金	159,575	△ 25,406	134,169
	2 負 担 金	2,917,137	△ 216,875	2,700,262
8 使 用 料 数 及 び 料		5,060,007	△ 25,987	5,034,020
	1 使 用 料	3,257,630	△ 10,852	3,246,778
	2 手 数 料	1,802,377	△ 15,135	1,787,242
9 国 庫 支 出 金		56,475,371	△ 297,886	56,177,485

議案第四十七号 平成二十五年石川県一般会計補正予算 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 国庫負担金	27,491,630	△ 1,542,218	25,949,412
	2 国庫補助金	27,375,142	1,473,676	28,848,818
	3 国庫委託金	1,608,599	△ 229,344	1,379,255
10 財産収入		688,787	4,789,795	5,478,582
	1 財産運用収入	484,043	△ 45,182	438,861
	2 財産売却収入	204,744	4,834,977	5,039,721
11 寄附金		15,397	24,235	39,632
	1 寄附金	15,397	24,235	39,632
12 繰入金		23,582,387	△ 399,497	23,182,890
	1 特別会計繰入金	214,018	△ 8,106	205,912
	2 基金繰入金	23,368,369	△ 391,391	22,976,978
14 諸収入		43,615,811	△ 1,893,392	41,722,419
	1 延滞金、加算金等及び過料	282,760	△ 15,328	267,432
	2 県預金利子	4,650	△ 900	3,750
	3 貸付金元利収入	29,342,073	△ 5,528,814	23,813,259
	4 受託事業収入	6,071,783	△ 193,476	5,878,307
	6 雑入	4,114,545	3,845,126	7,959,671
15 県債		105,219,000	△ 8,397,000	96,822,000
	1 県債	105,219,000	△ 8,397,000	96,822,000
歳入合計		523,795,171	4,756,828	528,551,999

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		1,146,403 <sup>千円</sup>	△ 17,696 <sup>千円</sup>	1,128,707 <sup>千円</sup>
	1 議 会 費	1,146,403	△ 17,696	1,128,707
2 総 務 費		51,104,655	7,872,741	58,977,396
	1 総 務 管 理 費	10,817,052	6,845,616	17,662,668
	2 徴 税 費	33,833,625	1,252,289	35,085,914
	3 市 町 村 振 興 費	2,844,523	△ 51,473	2,793,050
	4 選 挙 費	1,118,498	△ 85,723	1,032,775
	5 防 災 救 助 費	2,225,135	△ 87,560	2,137,575
	6 人 事 委 員 会 費	87,462	508	87,970
	7 監 査 委 員 費	178,360	△ 916	177,444
3 企 画 県 民 費		17,096,140	△ 6,297,829	10,798,311
	1 企 画 振 興 費	13,177,485	△ 6,298,665	6,878,820
	2 県 民 文 化 費	3,918,655	836	3,919,491
4 健 康 福 祉 費		80,999,161	6,782,177	87,781,338
	1 高 齢 者 福 祉 費	31,770,402	△ 784,042	30,986,360
	2 子 育 て 福 祉 費	11,024,742	259,859	11,284,601
	3 障 害 福 祉 費	9,508,924	△ 20,802	9,488,122
	4 地 域 福 祉 費	14,560,581	△ 604,639	13,955,942
	5 健 康 推 進 費	4,641,244	224,038	4,865,282
	6 生 活 衛 生 費	200,935	△ 529	200,406
	7 医 薬 看 護 費	9,292,333	7,708,292	17,000,625
5 環 境 費		3,753,823	△ 11,829	3,741,994

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 環境費	3,753,823 <sup>千円</sup>	△ 11,829 <sup>千円</sup>	3,741,994 <sup>千円</sup>
6 商工労働費		29,194,347	△ 1,514,319	27,680,028
	1 商工費	25,438,494	△ 2,078,063	23,360,431
	2 労働費	3,673,003	565,194	4,238,197
	3 労働委員会費	82,850	△ 1,450	81,400
7 観光費		12,401,146	△ 9,538	12,391,608
	1 観光戦略推進費	12,401,146	△ 9,538	12,391,608
8 農林水産業費		25,697,808	3,454,473	29,152,281
	1 農業費	5,824,605	1,610,896	7,435,501
	2 畜産業費	1,494,957	△ 548,093	946,864
	3 農地費	7,208,098	△ 177,998	7,030,100
	4 林業費	8,921,311	2,590,359	11,511,670
	5 水産業費	2,248,837	△ 20,691	2,228,146
9 土木費		76,499,905	△ 2,334	76,497,571
	1 土木管理費	14,498,731	△ 157,457	14,341,274
	2 道路橋りょう費	34,487,610	406,560	34,894,170
	3 河川海岸費	11,771,322	△ 14,450	11,756,872
	4 港湾費	3,221,312	23,607	3,244,919
	5 都市計画費	9,106,845	△ 213,334	8,893,511
	6 建築住宅費	3,414,085	△ 47,260	3,366,825
10 警察費		24,023,220	△ 38,511	23,984,709
	1 警察管理費	22,257,782	△ 13,083	22,244,699
	2 警察活動費	1,765,438	△ 25,428	1,740,010

款	項	補正前の額	補正額	計
11 教育費		千円 100,578,247	千円 297,080	千円 100,875,327
	1 教育総務費	9,586,263	101,995	9,688,258
	2 小中学校費	56,542,783	143,407	56,686,190
	3 高等学校費	24,595,217	89,842	24,685,059
	4 特別支援学校費	7,332,581	72,264	7,404,845
	5 社会教育費	1,300,140	△ 84,174	1,215,966
	6 保健体育費	1,221,263	△ 26,254	1,195,009
12 災害復旧費		5,588,264	△ 3,822,994	1,765,270
	1 農林水産業施設 災害復旧費	2,734,666	△ 1,694,515	1,040,151
	2 土木施設災害復旧費	2,853,598	△ 2,130,842	722,756
	3 県有施設災害復旧費	—	2,363	2,363
13 公債費		95,512,052	△ 1,934,593	93,577,459
	1 公債費	95,512,052	△ 1,934,593	93,577,459
歳出合計		523,795,171	4,756,828	528,551,999



第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
航空消防防災体制運営費		千円	平成26年度	千円 13,000

議案第四十七号 平成二十五年石川県一般会計補正予算 債務負担行為

第3表 地方債補正

起債の目的	補		正		前		補		正		後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
要介護高齢者対策費	675,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直し式で借り入れを行う場合は、当該の利率)	先の融通条件により、償還期限を短縮し、借入の都合及び若換えが可能なこととする。	先の融通条件により、償還期限を短縮し、借入の都合及び若換えが可能なこととする。	540,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直し式で借り入れを行う場合は、当該の利率)	先の融通条件により、償還期限を短縮し、借入の都合及び若換えが可能なこととする。	71,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直し式で借り入れを行う場合は、当該の利率)	先の融通条件により、償還期限を短縮し、借入の都合及び若換えが可能なこととする。
自然環境費	128,000					68,000				68,000			
中小企業振興費	69,000					4,069,000				4,069,000			
観光振興費	4,076,000					53,000				53,000			
農業振興費	58,000					952,000				952,000			
農業農村整備事業費	969,000					253,000				253,000			
農地防災事業費	256,000					24,000				24,000			
国直轄土地改良事業費 負担	19,000												
造林費	35,000												
林道費	197,000									192,000			
治山費	607,000									595,000			
国直轄治山事業費負担金	45,000									43,000			
漁港建設費	325,000									317,000			

道路建設費	5,643,000				5,676,000
道路整備費	5,405,000				5,399,000
国直轄道路事業費負担金	4,199,000				3,839,000
河川改良費	2,126,000				2,128,000
砂防地すべり対策費	1,330,000				1,329,000
国直轄砂防事業費負担金	436,000				435,000
港湾管理費	481,000				479,000
港湾改良費	299,000				293,000
国直轄港湾事業費負担金	775,000				807,000
街路事業費	801,000				799,000
公園整備費	1,107,000				1,095,000
公営住宅建設費	34,000				22,000
警察施設費	109,000				104,000
交通指導取締費	679,000				663,000
全日制高等学校管理費	61,000				

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の利率	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の利率
定時制高等学校管理費	3,000											
高等学校整備費	2,509,000						2,380,000					
特別支援学校管理費	5,000											
体育施設費	223,000						221,000					
耕地災害復旧事業費	10,000											
林地荒廃防止施設費	126,000						68,000					
林地災害復旧事業費	64,000						25,000					
漁港災害復旧事業費	26,000											
土木施設災害復旧費	849,000						192,000					
国直轄災害復旧費負担金	56,000						54,000					
港湾災害復旧費	95,000											
県単土木災害復旧費	40,000						15,000					
財産管理費	388,000						317,000					
防災総務費	477,000						572,000					

国直轄空港事業費負担金	23,000					13,000	
交 通 対 策 費	6,894,000					1,221,000	
男 女 共 同 参 画 費	30,000					27,000	
臨 時 財 政 対 策 債	42,500,000					41,813,000	
土 木 総 務 費	14,000,000					13,700,000	
諸 施 設 災 害 復 旧 費						2,000	
計	105,219,000					96,822,000	

第4表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費		—	2,115,000	2,115,000
		廃校舎等解体費	—	89,000	89,000
		5 防災救助費	—	2,026,000	2,026,000
		地震災害対策緊急整備事業費	—	26,000	26,000
		原子力防災対策費	—	2,000,000	2,000,000
3 企画県民文化費	1 企画振興費		—	505,702	505,702
		北陸新幹線建設費	—	288,238	288,238
		公共交通バリアフリー対策費	—	198,575	198,575
		2 県民文化費	—	89,663	89,663
4 健康福祉費		歴史博物館整備費	—	217,464	217,464
			—	2,758,674	2,758,674

1 高齢者福祉費	介護サービス基盤整備事業費	—	1,066,559	1,066,559
	介護基盤施設等緊急整備費	—	570,103	570,103
	介護基盤施設等緊急整備費	—	496,456	496,456
	次世代育成支援対策費	—	933,210	933,210
	保育環境整備事業費	—	185,562	185,562
	保育環境整備事業費	—	747,648	747,648
	障害福祉費	—	758,905	758,905
	社会福祉施設耐震改修等促進費	—	18,150	18,150
	障害者支援施設等整備費	—	740,755	740,755
	1 商工費	—	70,473	70,473
6 商工労働費	産業展示館管理費	—	70,473	70,473
	産業展示館管理費	—	18,750	18,750
	伝統産業工芸館運営費	—	46,998	46,998
	アンテナショップ機能強化事業費	—	4,725	4,725
		335,125	10,096,644	10,431,769
8 農林水産業費				

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計	
1	農業費	鳥獣害防止対策事業費	—	48,710	48,710	
		県産農産物流通対策事業費	—	28,710	28,710	
		能登牛1000頭生産体制整備事業費	—	27,000	27,000	
	2	畜産業費	—	—	—	—
			—	—	—	—
			—	—	—	—
	3	農地費	—	200,000	3,436,457	3,636,457
			—	—	4,644	4,644
			—	200,000	1,552,407	1,752,407
			—	—	4,001	4,001
			—	—	416,119	416,119
			—	—	230,105	230,105
—	—	—	157,541	157,541		
—	—	—	56,071	56,071		
—	—	—	10,759	10,759		



	県営かんがい排水事業費	—	123,528	123,528
	基幹水利施設予防保全対策事業費	—	31,768	31,768
	県営中山間地域総合整備事業費	—	25,857	25,857
	中山間地域総合整備事業費	—	18,856	18,856
	老朽ため池整備事業費	—	326,529	326,529
	用排水施設整備事業費	—	108,226	108,226
	農業用河川工作物応急対策事業費	—	8,536	8,536
	地すべり対策事業費	—	116,698	116,698
	農業用施設石綿対策特別事業費	—	58,506	58,506
	海岸保全施設整備事業費	—	88,686	88,686
	県営震災対策農業施設整備事業費	—	20,000	20,000
	団体営震災対策農業施設整備事業費	—	68,420	68,420
	農村地域防災減災調査設計事業費	—	9,200	9,200
4	林業費	135,125	5,391,376	5,526,501
	造林事業費	—	1,185,352	1,185,352

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
		いしかわ森林環境基金事業費	—	511,500	511,500
		森林整備・林業活性化事業費	—	2,288,103	2,288,103
		全国植樹祭推進事業費	—	2,988	2,988
		林道開設事業費	—	65,696	65,696
		県営林道開設事業費	135,125	97,442	232,567
		過疎地域代行林道開設事業費	—	70,000	70,000
		林道保全事業費	—	1,800	1,800
		県有林道保全事業費	—	1,600	1,600
		山地治山事業費	—	707,775	707,775
		防災林整備事業費	—	270,164	270,164
		水源地域整備事業費	—	101,470	101,470
		地すべり防止事業費	—	70,741	70,741
		災害関連緊急治山事業費	—	16,745	16,745
	5 水産業費		—	1,193,101	1,193,101

	人工礁漁場造成事業費	—	117,896	117,896
	広域型増殖場造成事業費	—	84,112	84,112
	漁港修築費	—	474,488	474,488
	漁港改修費	—	133,754	133,754
	漁港局部改良費	—	203,008	203,008
	漁港機能保全費	—	122,000	122,000
	市町漁港整備事業助成費	—	57,843	57,843
9 土木費		2,090,000	30,752,836	32,842,836
	2 道路橋りょう費	1,190,000	17,279,708	18,469,708
	国道改築費	—	1,428,000	1,428,000
	地方道路改築費	402,000	6,118,000	6,520,000
	県単道路改良費	—	296,900	296,900
	橋りょう補修費	180,000	415,365	595,365
	道路災害防除費	—	1,020,460	1,020,460
	交通安全施設費	160,000	1,120,429	1,280,429

款	項	事業名	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
		雪寒地域道路事業費	—	1,093,463	1,093,463
		建設機械整備費	—	12,740	12,740
		戦略的橋りょう長寿命化事業費	—	540,927	540,927
		道路シエツド類長寿命化事業費	—	454,300	454,300
		橋りょう長寿命化事業費	—	750,000	750,000
		トンネル修繕事業費	—	374,500	374,500
		いしかわ広域交流幹線 道路整備事業費	137,000	728,000	865,000
		観光石川周遊回廊整備事業費	—	38,000	38,000
		安全・安心道路整備事業費	—	58,600	58,600
		県水送水管耐震化事業費	311,000	1,315,000	1,626,000
		道路受託事業費	—	562,245	562,245
		のと里山海道利活用促進費	—	18,400	18,400
		緊急地方道路整備事業費	—	392,500	392,500
		県単道路特別整備費	—	38,705	38,705

	道路環境改善整備事業費	-	425,140	425,140
	あんしん歩行空間整備事業費	-	10,821	10,821
	県単交通安全施設費	-	67,213	67,213
3 河川海岸費		760,000	7,665,166	8,425,166
	広域河川改修費	500,000	3,534,000	4,034,000
	河川環境整備費	-	7,000	7,000
	情報基盤緊急整備事業費	-	292,000	292,000
	都市基盤盤河川改修費	-	98,000	98,000
	県単河川改良費	-	5,000	5,000
	河川改良受託事業費	-	70,000	70,000
	堰堤改良費	-	223,528	223,528
	緊急県単河川防災費	-	197,000	197,000
	通常砂防事業費	-	1,580,084	1,580,084
	地すべり対策事業費	-	521,039	521,039
	急傾斜地崩壊対策事業費	120,000	762,819	882,819

款	項	事業名	補正前の額 千円	補正額 千円	計
		県単土石流対策事業費	—	6,696	6,696
		海岸侵食対策費	140,000	272,000	412,000
		千里浜再生プロジェクト推進費	—	96,000	96,000
4	港湾費	港湾修繕費	—	9,700	9,700
		金沢港埋立地整備事業費	—	56,600	56,600
		金沢港大水深岸壁整備促進費	—	76,580	76,580
		港湾改修費	—	196,380	196,380
		港湾補修費	—	165,240	165,240
		港湾環境整備費	—	270,796	270,796
		港湾海岸高潮対策費	—	11,000	11,000
5	都市計画費		140,000	5,021,666	5,161,666
		土地区画整理事業費	—	494,598	494,598
		街路事業費	—	2,770,382	2,770,382

	県単街路事業費	—	28,426	28,426
	中央公園整備費	—	23,060	23,060
	厚川緑地整備費	—	37,820	37,820
	本多の森公園整備費	—	35,696	35,696
	能登歴史公園整備費	—	148,820	148,820
	白山ろくテーマパーク整備費	—	71,564	71,564
	金沢城公園整備費	—	855,600	855,600
	公園施設安全安心対策費	—	412,200	412,200
	県単公園事業費	—	143,500	143,500
		—	1,512,005	1,512,005
	1 教育総務費	—	22,158	22,158
	3 高等学校費	—	1,361,535	1,361,535
11 教育費	私立学校振興費	—	22,158	22,158
	金沢商業高等学校整備費	—	340,554	340,554
	金沢桜丘高等学校整備費	—	199,480	199,480

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
		地震災害対策緊急整備事業費	—	259,454	259,454
		産業教育設備充実費	—	129,500	129,500
		廃校舎解体費	—	432,547	432,547
	5 社会教育費	金沢城石川門保存修理費	—	20,700	20,700
		ふるさと文化財地域活性化事業費	—	3,000	3,000
	6 保健体育費	体育施設整備費	—	107,612	107,612
12 災害復旧費			—	783,534	783,534
	1 農林水産業施設 災害復旧費	25年発生団体営災害復旧費	—	212,000	212,000
		25年発生林地荒廃 <sub>復</sub> 防止施設費	—	71,400	71,400
		25年発生林道災害復旧費	—	194,267	194,267
		25年発生県有林道災害復旧費	—	66,211	66,211



2 土 災 害 復 旧 費	木 施 設 復 旧 費		—	239,656	239,656
		25年発生土木施設災害復旧費	—	230,000	230,000
		25年発生県単土木災害復旧費	—	9,656	9,656
合	計	2,425,125	48,594,868	51,019,993	

## 議案第48号

### 平成25年度石川県証紙特別会計補正予算(第1号)

平成25年度の石川県証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137,526千円を追加し、歳入歳出それぞれ4,644,463千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県証紙特別会計歳入歳出補正予算」による。

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県証紙特別会計歳入歳出補正予算

歳 入					△印 減
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 証紙収入		千円 4,506,936	△ 千円 676,039	千円 3,830,897	
	1 証紙収入	4,506,936	△ 676,039	3,830,897	
2 繰越金		1	813,565	813,566	
	1 繰越金	1	813,565	813,566	
歳入合計		4,506,937	137,526	4,644,463	
歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 証紙管理費		千円 4,506,937	千円 137,526	千円 4,644,463	
	1 証紙管理費	4,506,937	137,526	4,644,463	
歳出合計		4,506,937	137,526	4,644,463	

議案第四十八号 平成二十五年石川県証紙特別会計補正予算

## 議案第49号

### 平成25年度石川県土地取得特別会計補正予算（第2号）

平成25年度の石川県土地取得特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,876千円を追加し、歳入歳出それぞれ635,063千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県土地取得特別会計歳入歳出補正予算」による。

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県土地取得特別会計歳入歳出補正予算

歳 入		△印 減		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 18	千円 1,877	千円 1,895
	1 財産運用収入	18	1,877	1,895
2 諸収入		1△	1	—
	1 雑収入	1△	1	—
歳入合計		633,187	1,876	635,063
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地取得費		千円 633,187	千円 1,876	千円 635,063
	1 土地取得費	633,187	1,876	635,063
歳出合計		633,187	1,876	635,063

議案第四十九号 平成二十五年石川県土地取得特別会計補正予算

## 議案第50号

# 平成25年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算 (第1号)

平成25年度の石川県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34,162千円を減額し、歳入歳出それぞれ106,138千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出補正予算」による。

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出補正予算

歳入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計	
2 貸付金元利収入		千円 86,669	△	千円 42,113	千円 44,556
	1 貸付金元利収入	86,669	△	42,113	44,556
3 繰越金		47,130		8,720	55,850
	1 繰越金	47,130		8,720	55,850
4 諸収入		6,434	△	769	5,665
	1 雑収入	6,434	△	769	5,665
歳入合計		140,300	△	34,162	106,138

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計	
1 健康福祉費		千円 140,300	△	千円 34,162	千円 106,138
	1 母子寡婦福祉資金費	140,300	△	34,162	106,138
歳出合計		140,300	△	34,162	106,138

議案第五十号 平成二十五年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算

## 議案第51号

### 平成25年度石川県流域下水道特別会計補正予算（第1号）

平成25年度の石川県流域下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ352,713千円を減額し、歳入歳出それぞれ2,527,730千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県流域下水道特別会計歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲



第1表 平成25年度石川県流域下水道特別会計歳入歳出補正予算

歳入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び金		千円 2,054,056	△ 千円 309,032	千円 1,745,024
	1 負担金	2,054,056	△ 309,032	1,745,024
2 国庫支出金		333,000	△ 53,725	279,275
	1 国庫補助金	333,000	△ 53,725	279,275
3 繰入金		260,969	△ 16,925	244,044
	1 繰入金	260,969	△ 16,925	244,044
4 諸収入		10,418	59,408	69,826
	1 雑収入	10,418	59,408	69,826
5 県債		222,000	△ 41,000	181,000
	1 県債	222,000	△ 41,000	181,000
6 繰越金		—	8,561	8,561
	1 繰越金	—	8,561	8,561
歳入合計		2,880,443	△ 352,713	2,527,730

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道費		千円 2,880,443	△ 千円 352,713	千円 2,527,730
	1 建設費	744,344	△ 126,826	617,518
	2 管理費	1,370,889	△ 215,731	1,155,158
	3 公債費	765,210	△ 10,156	755,054
歳出合計		2,880,443	△ 352,713	2,527,730

議案第五十一号 平成二十五年度石川県流域下水道特別会計補正予算



議案第五十一号 平成二十五年石川県流域下水道特別会計補正予算

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 流域下水道費			千円 50,148
	1 建設費		50,148
		大聖寺川処理区建設費	34,898
		犀川処理区建設費	15,250
合		計	50,148

## 議案第52号

### 平成25年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計 補正予算(第1号)

平成25年度の石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,804,531千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,239,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出補正予算

歳入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		93,125	△ 1,200	91,925
	1 繰入金	93,125	△ 1,200	91,925
2 貸付金元利収入		931,805	△ 170,532	761,273
	1 貸付金元利収入	931,805	△ 170,532	761,273
3 繰越金		1,641,813	△ 1,636,910	4,903
	1 繰越金	1,641,813	△ 1,636,910	4,903
4 諸収入		6,642	8,911	15,553
	1 雑収入	6,642	8,911	15,553
5 県債		370,400	△ 4,800	365,600
	1 県債	370,400	△ 4,800	365,600
歳入合計		3,043,785	△ 1,804,531	1,239,254

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工労働費		3,043,785	△ 1,804,531	1,239,254
	1 中小企業近代化促進費	3,043,785	△ 1,804,531	1,239,254
歳出合計		3,043,785	△ 1,804,531	1,239,254

議案第五十二号 平成二十五年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	限度額 千円	起債の方法	利率
中小企業近代化資金	370,400	普通貸借	4.1%以内	365,600	普通貸借	4.1%以内
計	370,400			365,600		

独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)の規定による。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)の規定による。

## 議案第53号

### 平成25年度石川県就農支援資金特別会計補正予算（第1号）

平成25年度の石川県就農支援資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,355千円を追加し、歳入歳出それぞれ52,438千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県就農支援資金特別会計歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県就農支援資金特別会計歳入歳出補正予算

歳 入					△印 減
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 繰入金		千円 8,199	△ 千円 3,948	千円 4,251	
	1 繰入金	8,199	△ 3,948	4,251	
2 貸付金元利収入		22,042	22	22,064	
	1 貸付金元利収入	22,042	22	22,064	
3 繰越金		4,814	11,030	15,844	
	1 繰越金	4,814	11,030	15,844	
4 県債		16,028	△ 7,828	8,200	
	1 県債	16,028	△ 7,828	8,200	
5 諸収入		—	2,079	2,079	
	1 雑収入	—	2,079	2,079	
歳入合計		51,083	1,355	52,438	
歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 農林水産業費		千円 51,083	千円 1,355	千円 52,438	
	1 就農支援資金費	51,083	1,355	52,438	
歳出合計		51,083	1,355	52,438	

議案第五十三号 平成二十五年石川県就農支援資金特別会計補正予算



第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	限度額 千円	起債の方法	利率
就農支援資金貸付金	16,028	普通貸借	無利子	8,200	普通貸借	無利子
計	16,028			8,200		

青年等の就農促進のため  
の資金の貸付け等に関する  
特別措置法(平成7年法  
律第2号)の規定による。

青年等の就農促進のため  
の資金の貸付け等に関する  
特別措置法(平成7年法  
律第2号)の規定による。

## 議案第54号

### 平成25年度石川県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

平成25年度の石川県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,212千円を減額し、歳入歳出それぞれ16,301千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出補正予算」による。

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出補正予算

歳入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 1,511	△ 千円 1,010	千円 501
	1 繰入金	1,511	△ 1,010	501
2 貸付金元利収入		18,421	△ 4,126	14,295
	1 貸付金元利収入	18,421	△ 4,126	14,295
3 繰越金		56,578	△ 56,578	—
	1 繰越金	56,578	△ 56,578	—
4 諸収入		3	1,502	1,505
	1 雑収入	3	1,502	1,505
歳入合計		76,513	△ 60,212	16,301

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産業費		千円 76,511	△ 千円 60,210	千円 16,301
	1 林業改善資金費	76,511	△ 60,210	16,301
2 予備費		2	△ 2	—
	1 予備費	2	△ 2	—
歳出合計		76,513	△ 60,212	16,301

議案第五十四号 平成二十五年石川県林業改善資金特別会計補正予算

議案第55号

平成25年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算  
(第1号)

平成25年度の石川県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48,972千円を減額し、歳入歳出それぞれ32,121千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出補正予算」による。

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出補正予算

歳入 △印 減

款	項	補正前の額	補正額	計	
1 繰入金		千円 1,092	△	千円 471	千円 621
	1 繰入金	1,092	△	471	621
2 貸付金元利収入		34,229	△	34,229	-
	1 貸付金元利収入	34,229	△	34,229	-
3 繰越金		45,771	△	14,271	31,500
	1 繰越金	45,771	△	14,271	31,500
4 諸収入		1	△	1	-
	1 雑収入	1	△	1	-
歳入合計		81,093	△	48,972	32,121

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計	
1 農林水産業費		千円 81,092	△	千円 48,971	千円 32,121
	1 沿岸漁業改善資金費	81,092	△	48,971	32,121
2 予備費		1	△	1	-
	1 予備費	1	△	1	-
歳出合計		81,093	△	48,972	32,121

議案第五十五号 平成二十五年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算

## 議案第56号

### 平成25年度石川県公営競馬特別会計補正予算(第2号)

平成25年度の石川県公営競馬特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ805,821千円を追加し、歳入歳出それぞれ12,655,735千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算」による。

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算

歳入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		10,858,190	779,559	11,637,749
	1 収益事業収入	10,858,190	779,559	11,637,749
2 使用料数及び料		4,667	△ 338	4,329
	1 手数料	4,667	△ 338	4,329
3 財産収入		89,849	3,254	93,103
	1 財産運用収入	89,845	3,258	93,103
	2 財産売払収入	4	△ 4	—
4 諸収入		897,208	2,156	899,364
	1 雑収入	897,208	2,156	899,364
5 繰越金		—	21,190	21,190
	1 繰越金	—	21,190	21,190
歳入合計		11,849,914	805,821	12,655,735

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競馬費		11,849,914	805,821	12,655,735
	1 公営競馬費	11,849,914	805,821	12,655,735
歳出合計		11,849,914	805,821	12,655,735

議案第五十六号 平成二十五年石川県公営競馬特別会計補正予算

## 議案第57号

### 平成25年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第2号)

平成25年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,102千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,068,790千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算」による。

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲



第1表 平成25年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算

歳 入					△印 減
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 使用料及び料		千円 271,115	△ 18,987	千円 252,128	
	1 使用料	271,115	△ 18,987	252,128	
2 繰入金		194,377	△ 2,862	191,515	
	1 繰入金	194,377	△ 2,862	191,515	
3 諸収入		64,400	17,674	82,074	
	1 雑収入	64,400	17,674	82,074	
5 繰越金		—	73	73	
	1 繰越金	—	73	73	
歳入合計		1,072,892	△ 4,102	1,068,790	
歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 港湾整備事業費		千円 1,072,892	△ 4,102	千円 1,068,790	
	1 管理費	110,151	△ 445	109,706	
	3 公債費	662,741	△ 3,657	659,084	
歳出合計		1,072,892	△ 4,102	1,068,790	

議案第五十七号 平成二十五年石川県港湾整備特別会計補正予算

議案第58号

平成25年度石川県育英資金特別会計補正予算(第1号)

平成25年度の石川県育英資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34,632千円を減額し、歳入歳出それぞれ328,197千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県育英資金特別会計歳入歳出補正予算」による。

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県育英資金特別会計歳入歳出補正予算

歳入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 16,582	△ 千円 2,496	千円 14,086
	1 繰入金	16,582	△ 2,496	14,086
3 貸付金元利収入		279,591	△ 22,034	257,557
	1 貸付金元利収入	279,591	△ 22,034	257,557
6 諸収入		61,128	△ 10,102	51,026
	1 雑収入	61,128	△ 10,102	51,026
歳入合計		362,829	△ 34,632	328,197

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 教育費		千円 362,829	△ 千円 34,632	千円 328,197
	1 育英資金費	362,829	△ 34,632	328,197
歳出合計		362,829	△ 34,632	328,197

議案第五十八号 平成二十五年度石川県育英資金特別会計補正予算

## 議案第59号

### 平成25年度石川県公債管理特別会計補正予算(第1号)

平成25年度の石川県公債管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,802,848千円を追加し、歳入歳出それぞれ170,104,365千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県公債管理特別会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県公債管理特別会計歳入歳出補正予算

歳入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 92,252,517	千円 △ 397,152	千円 91,855,365
	1 繰入金	92,252,517	△ 397,152	91,855,365
2 県債		56,049,000	22,200,000	78,249,000
	1 県債	56,049,000	22,200,000	78,249,000
歳入合計		148,301,517	21,802,848	170,104,365

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 148,301,517	千円 21,802,848	千円 170,104,365
	1 公債費	148,301,517	21,802,848	170,104,365
歳出合計		148,301,517	21,802,848	170,104,365

議案第五十九号 平成二十五年石川県公債管理特別会計補正予算

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
公債費	56,049,000	普通貸借又は証券発行	先入の融通条件により、県財政据置期間に他の借入の都合により、償還期限を繰上ることができ、及び若換	78,249,000	普通貸借又は証券発行	先入の融通条件により、県財政据置期間に他の借入の都合により、償還期限を繰上ることができ、及び若換
計	56,049,000			78,249,000		

## 議案第60号

### 平成25年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成25年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度石川県立中央病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(2)、(3)及び(4)を次のとおり補正する。

(2) 年間延患者数

区 分	既決予定数	補正予定数	計
入院患者	192,489人	△ 14,660人	177,829人
外来患者	241,316人	△ 1,602人	239,714人

(3) 1日平均患者数

区 分	既決予定数	補正予定数	計
入院患者	527人	△ 40人	487人
外来患者	989人	△ 7人	982人

(4) 主要な建設改良事業

区 分	既決予定額	補正予定額	計
医療器械等購入費	1,141,480千円	324,686千円	1,466,166千円
県立中央病院整備費	378,000千円	△ 40,692千円	337,308千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	17,005,938千円	5,723,208千円	22,729,146千円
第1項 医業収益	16,392,685千円	△ 46,329千円	16,346,356千円
第2項 医業外収益	613,233千円	△ 30,463千円	582,770千円
第3項 特別利益	20千円	5,800,000千円	5,800,020千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	15,659,677千円	5,936,580千円	21,596,257千円
第1項 医業費用	15,450,339千円	△ 109,423千円	15,340,916千円
第2項 医業外費用	195,021千円	239,223千円	434,244千円

第3項 特別損失 14,317千円 5,806,780千円 5,821,097千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「635,190千円」を「714,962千円」に、「632,138千円」を「711,346千円」に、「3,052千円」を「3,616千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
科 目	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的収入	2,119,128千円	209,179千円	2,328,307千円	
第1項 企業債	1,512,000千円	△ 111,000千円	1,401,000千円	
第2項 他会計負担金	600,118千円	314,729千円	914,847千円	
第3項 国庫補助金	7,000千円	2,450千円	9,450千円	
第5項 寄附金	—	3,000千円	3,000千円	
支 出				
科 目	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的支出	2,754,318千円	288,951千円	3,043,269千円	
第1項 病院建設改良費	1,563,480千円	288,894千円	1,852,374千円	
第2項 企業債償還金	1,190,838千円	57千円	1,190,895千円	

(企業債)

第5条 予算第6条の表中「1,104,000」を「1,034,000」に、「408,000」を「367,000」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「7,618,706千円」を「7,598,595千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「9,768千円」を「5,809,942千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第10条中「5,680,458千円」を「5,632,810千円」に改める。

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲



## 議案第61号

### 平成25年度石川県立高松病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成25年度の石川県立高松病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度石川県立高松病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(2)及び(3)を次のとおり補正する。

(2) 年間延患者数

区 分	既決予定数	補正予定数	計
入院患者	127,567人	△ 1,685人	125,882人
外来患者	31,129人	△ 1,150人	29,979人

(3) 1日平均患者数

区 分	既決予定数	補正予定数	計
入院患者	350人	△ 5人	345人
外来患者	128人	△ 6人	122人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	2,909,796千円	1,859,954千円	4,769,750千円
第1項 医業収益	2,366,418千円	△ 40,849千円	2,325,569千円
第2項 医業外収益	543,368千円	803千円	544,171千円
第3項 特別利益	10千円	1,900,000千円	1,900,010千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	2,695,870千円	1,900,920千円	4,596,790千円
第1項 医業費用	2,625,245千円	△ 25,961千円	2,599,284千円
第2項 医業外費用	70,615千円	△ 3,838千円	66,777千円
第3項 特別利益	10千円	1,930,719千円	1,930,729千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「89,363千円」を「105,096千円」に、「89,240千円」を「104,972千円」に、「123千円」を「124千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款 資本的収入		269,175千円	△ 14,187千円	254,988千円
第1項 企業債		87,000千円	△ 28,000千円	59,000千円
第2項 他会計負担金		182,165千円	13,813千円	195,978千円
支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款 資本的支出		358,538千円	1,546千円	360,084千円
第1項 病院建設改良費		129,566千円	1,546千円	131,112千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表中

「	施設整備費	60,000 <sup>千円</sup>	を	「	施設整備費	59,000 <sup>千円</sup>	に改める。
	借換債	27,000					

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「1,856,333千円」を「1,850,975千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「3,141千円」を「1,904,813千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第10条中「412,795千円」を「387,235千円」に改める。

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第62号

平成25年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成25年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(2)及び(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間有収水量	62,671,230m <sup>3</sup>	215,313m <sup>3</sup>	62,886,543m <sup>3</sup>
区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
固定資産改良費	1,781,634千円	△ 124,244千円	1,657,390千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道用水供給事業収益	6,531,186千円	34,367千円	6,565,553千円
第1項 営業収益	6,518,780千円	20,311千円	6,539,091千円
第2項 営業外収益	12,406千円	14,056千円	26,462千円
支 出			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道用水供給事業費用	5,627,286千円	△ 115,326千円	5,511,960千円
第1項 営業費用	5,144,962千円	△ 20,271千円	5,124,691千円
第2項 営業外費用	482,324千円	△ 95,055千円	387,269千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「4,835,671千円」を「3,697,124千円」に、「2,515,310千円」を「1,415,835千円」に、「206,301千円」を「167,229千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	4,458,289千円	19千円	4,458,308千円



議案第63号

平成25年度石川県港湾土地造成事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成25年度の石川県港湾土地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度石川県港湾土地造成事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(1)及び(2)を次のとおり補正する。

(1) 土地売却

地区名	既決予定量	補正予定量	計
大田工業用地	730m <sup>2</sup>	△ 730m <sup>2</sup>	—

(2) 土地貸付

地区名	既決予定量	補正予定量	計
大浜用地	15,049m <sup>2</sup>	15,440m <sup>2</sup>	30,489m <sup>2</sup>
大田工業用地	2,880m <sup>2</sup>	12,095m <sup>2</sup>	14,975m <sup>2</sup>
湊町都市再開発用地	3,112m <sup>2</sup>	2,821m <sup>2</sup>	5,933m <sup>2</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 港湾土地造成事業収益	22,050千円	3,326千円	25,376千円
第1項 営業収益	8,760千円	△ 8,760千円	—
第2項 営業外収益	13,290千円	12,086千円	25,376千円

支出

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 港湾土地造成事業費用	11,947千円	△ 9,500千円	2,447千円
第1項 営業費用	11,937千円	△ 9,500千円	2,437千円

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷本正憲

議案第64号

財産の取得について

大規模災害時における住民等に対する医療の確保のため、次の財産を取得する。

平成26年2月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 財産の種類及び数量  
広域搬送拠点臨時医療施設用資機材 一式
- 2 取得金額 120,750,000円
- 3 取得の相手方  
金沢市問屋町二丁目46番地  
富木医療器株式会社  
代表取締役 富 木 隆 夫

議案第六十五号

石川県農業構造改革支援基金条例について

石川県農業構造改革支援基金条例を次のように制定する。

平成二十六年二月十二日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県農業構造改革支援基金条例

(設置)

第一条 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第三項に規定する農地中間管理事業等に要する経費の財源に充てるため、石川県農業構造改革支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（第四条及び第五条において「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合又はその属する現金を国庫に返納する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る農地中間管理事業を行うため、石川県農業構造改革支援基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第六十六号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部  
を改正する条例について

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十六年二月十二日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年石川県条例第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県迷惑行為等防止条例

第一条中「公衆」を「県民及び滞在者等」に、「暴力的不良行為等」を「行為等」に、「もつて県民生活」を「もつてその生活」に改める。

第二条の見出し中「ぐれん隊的行為」を削り、同条第二項中「集まっている」を「集まっている」に、「ゆえなく」を「正当な理由がないのに」に、「又は助長する」を「又は助長する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、鉄パイプ、木刀、金属バット、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十二年法律第六号）第二十二条の規定により携帯を禁止されている刃物を除く。）その他これらに類する物で、人の身体に危害を加えるのに使用されるおそれがあるものを、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し不安を覚えさせるような方法で携帯してはならない。

第三条第一項中「しゆう恥させ」を「羞恥させ」に、「を覚えさせる」を「の情を催させる」に改め、同項第二号中「のぞき見し、又は撮影し、若しくは録画する」を「のぞき見する」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 衣服等で覆われている人の身体又は下着を撮影すること。

第三条第二項を次のように改める。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物にいる人に対し、みだりに、衣服等を透かして見ることが

議案第六十六号 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例について

できる写真機等を使用して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 衣服等で覆われている人の身体又は下着を見ること。
  - 二 衣服等で覆われている人の身体又は下着を撮影すること。
- 第三条に次の二項を加える。

- 3 何人も、住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所で当該状態にある人に対し、みだりに、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 人の身体又は下着をのぞき見すること。
  - 二 人の身体又は下着を撮影すること。
- 4 何人も、集会場、事務所、教室その他の特定かつ多数の者が利用するような場所において、人に対し、みだりに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪の情を催させるような方法で、衣服等で覆われている人の身体又は下着を撮影してはならない。

第五条中「又は公共」を「、又は公共」に、「作成若しくは」を「若しくは作成」に改め、「の各号」を削り、同条第二号中「ことわられたのに」を「断られたにも」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三号中「行なつてその対価又は報酬をしつように」を「行ってその対価を執ように」に改める。

第六条第一項中「利用しうる」を「利用し得る」に、「乗車券を買い又は公衆の列に加わつて」を「乗車券等を買い、又は公衆の列に加わつて」に改め、同条第二項中「又は」を「、又は」に改める。

第七条の見出し中「シヨバヤ行為」を「シヨバヤ行為」に改め、同条中「又は人」を「、又は人」に改める。

第八条を次のように改める。

(不当な客引行為等の禁止)

第八条 何人も、公衆の目に触れるような場所において、通行人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 次に掲げる行為について、客引きをすること。
  - イ 人の性的好奇心をそそる見せ物若しくは物品又はこれらを仮装したものの観覧又は販売
  - ロ 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの提供
  - ハ 飲乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務又はこれを仮装したものの提供
- 二 午後十時から翌日の午前六時までの時間において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供（ロに掲げる行為を除く。）
- ホ 売春類似行為
- 二 次に掲げる行為について、従事者（二に掲げる行為については、利用者）となるように勧誘をすること。

- イ 人の性的好奇心をそそる見せ物に出演する役務（当該見せ物を撮影するための被写体となる役務を含む。）
  - ロ 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務
  - ハ 歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなす役務
  - ニ 前号イからハまでに掲げる行為を伴う営業に関する情報の提供
  - 三 次に掲げる行為について、客となるように誘引（人に呼び掛けて、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布して、若しくは提示して誘うことをいう。以下同じ。）をすること。
    - イ 人の性的好奇心をそそる見せ物若しくは物品又はこれらを仮装したものの観覧又は販売
    - ロ 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの提供
    - ハ 歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務（通常衣服等で覆われている人の身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいな行為（以下「卑わい行為」という。）を伴うものに限る。）又はこれを仮装したものの提供
  - 四 売春類似行為をする目的でうろつき、又はとどまること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品等を取り上げ、つきまとい、立ちふさがる等執ように客引きをし、又は従事者となるように勧誘をすること。
- 2 何人も、対価を供与し、又は供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。
- 3 何人も、公衆の目に触れるような場所において、通行人等に対し、次に掲げる行為について、客（第二号に掲げる行為については、利用者）となるように誘引をしてはならない。
- 一 歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務（卑わい行為を伴うものを除く。）又はこれを仮装したものの提供
  - 二 第一項第一号イからハまでに掲げる行為を伴う営業に関する情報の提供
- 4 何人も、第一項（第四号を除く。）又は前項に掲げる行為の状況等を勘案し、この項の規定による規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める客引等防止重点地域内の公衆の目に触れるような場所において、当該行為を行う目的で、うろつき、とどまり、又はたむろしてはならない。
- 5 警察署長は、第三項の規定に違反する行為をしている者に対し、更に当該違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。この場合において、当該命令の効力は、当該命令後最初の日出までとする。
- 6 警察署長は、第四項の規定に違反する行為をしている者に対し、更に当該違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。この場合において、当該命令の効力は、当該命令後最初の日出までとする。

第九条を次のように改める。

（客引等防止重点地点における客引行為等の抑止）

第九条 前条第一項、第三項及び第四項に掲げるもののほか、酒類を伴う飲食をさせる役務の提供又はカラオケボックスその他歌唱を行わせる設備を個室において利用させる役務の提供を営む者は、午後六時から翌日の午前一時までの間、前条第四項の客引等防止重点地域のうち、特に規制の必要があると認められるものとして公安委員会規則で定める客引等防止重点地点内において、次に掲げる行為により通行人等に迷惑をかけることのないように努めなければならない。

- 一 客引きをすること。
- 二 誘引をすること。
- 三 前二号に掲げる行為を行う目的で、うろつき、とどまり、又はたむろすること。

第十条第二項中「はり付け」を「貼付」に改める。

第十一条中「遊泳し又は」を「遊泳し、又は」に、「ゆえなく」を「正当な理由がないのに」に、「ヨット」を「ヨット」に、「乗っている」を「乗っている」に改める。

第十四条中「前条第一項第八号」を「第十五条第一項、第十六条第一項第二号、第十七条第一項第六号又は前二条」に改め、同条を第二十条とし、同条の前に次の二条を加える。

第十八条 第八条第五項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第八条第六項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条第一項中「又は拘留若しくは料料」を削り、第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同条を第十七条とし、同条の前に次の二条を加える。

第十五条 第八条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項（第三号を除く）、第二項第一号又は第三項第一号の規定に違反した者
- 二 第八条第一項の規定に違反した者
- 三 第十二条の規定に違反した者

2 常習として前項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十二条の前の見出しを削り、同条第一項中「第三条の規定に違反した者は、六月」を「第三条第一項第三号、第二項第二号、第三項第二号又は第四項の規定に違反した者は、一年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「一年」を「二年」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第十一条の次に次の二条を加える。

#### (嫌がらせ行為の禁止)

第十二条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の各号のいずれかに該当する行為

(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第二条第一項に規定するつきまとい等を除く。)を反復して行つてはならない。この場合において、第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以

下「住居等」という。)の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電気通信を利用して電子メール等を送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

(適用上の注意)

第十三条 この条例の適用に当たっては、県民及び滞在者等の権利を不当に侵害しないよう留意し、その本来の目的を逸脱しないようにしなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

県民等の生活の平穏を保持するために、県民等に著しく迷惑をかける客引き行為に対する規制を強化するとともに、新たにつきまとい等の嫌がらせ行為を禁止する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。